

第二次つがる市行政改革大綱



平成22年5月
つがる市

1 第二次行政改革大綱策定の背景

(1) これまでの取り組み

国において「今後の地方行革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務次官通知）が示され、国・地方ともに行政改革をこれまで以上に徹底して進め、住民に信頼される自治体を構築することが強く求められてきました。

このような中で、平成17年2月11日、木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村の合併により、つがる市として新たな視点に立ち、市民が市政に参画するため「つがる市行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という）」を設置しました。推進委員会は、市長から諮問された行政改革大綱の項目を審議し市長へ答申。その内容を受けて、つがる市行政改革推進本部は平成18年2月に「つがる市行政改革大綱」を策定しました。

その主な取組内容に「事務事業等の再編・整理、廃止・統合」「指定管理者制度を含む民間委託等の推進」「定員管理の適正化」「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」^{※1} ^{※2}「第三セクター・公社等の見直し」「地方公営企業の見直し」「経費節減等の財政効果」を掲げ、5年間の集中的な取り組みを行ってきました。

これらについての取り組みは「つがる市行政改革実施計画（集中改革プラン）」^{※3}として具体化され、平成17年度から21年度までの5年間で一定の成果を挙げてきました。

特に、職員数は計画期間内に110名の削減、財政効果では約37億円以上の経費節減を達成してきました。

-
- ※1 国もしくは地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）との共同出資で設立された法人。
 - ※2 地方公共団体の地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社。地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの等の総称である。
 - ※3 総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」で、各地方公共団体に対し行政改革大綱及び実施計画の策定、公表を要請される。つがる市では平成18年2月に行政改革大綱を策定しその実施計画を反映させた集中改革プランを策定。

(2) 社会情勢の変化と国の行革指針等

少子高齢化の進行や人口減少、地域経済の低迷など地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。さらには、百年に一度と言われる世界的な金融危機に端を発した景気後退による税収の減、国・地方を合わせた長期債務残高が 800 兆円を超えるなど、国・地方財政においても更に厳しさを増すものと思われま

す。国においては、平成 18 年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」を施行し、その中で国及び地方公共団体は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有することとし、国・地方の事務・事業の透明性の確保を図り、分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、行政機構の整理・合理化を行い、経費を抑制することとしております。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」^{※4}から進められてきた行政改革を踏まえつつ、「経済財政改革の基本方針 2009」^{※5}では、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底、「量の改革」から「質の改革」、新たな定員合理化計画などの取組を掲げています。また、政権交代により政治主導のもと「国家戦略室」では税財政の骨格、経済運営の基本方針を打ち出し、「行政刷新会議」では国、地方公共団体、民間の役割の在り方を見直すための「事業仕分け」を実施するなど、新たな取り組みが行われています。

地方分権改革の推進では、国と地方の役割分担の抜本的見直しや国庫補助負担金、地方交付税、税源配分のあり方を見直しなど、地方の責任ある行政運営の実現が求められています。平成 21 年 11 月には、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から「地域主権戦略会議」を設置し、「地域主権」に資する改革やこれまでの地方分権推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施することとしています。今後はこれまで以上に市町村の役割や行政課題の増大が予想されますが、厳しい財政状況の中、限られた行政資源^{※6}を有効に活用し、自主性・自立性をもった判断の下に、地域の実情に沿った行政運営が必要になります。

※4 いわゆる「骨太の方針 2006」と言われ、小泉内閣において閣議決定。成長力・競争力強化、財政健全化、安全安心で柔軟かつ多様な社会の実現に取り組むこととした。

※5 麻生内閣において閣議決定され、成長力の強化、安心社会の実現、今後の財政運営の在り方（新たな行政改革の取組）の 3 つの目標とした。

※6 人、物、金、時間、情報など。

(3) 行政改革の必要性

つがる市では、「つがる市総合計画」（平成18年3月策定）の中で「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を基本理念とし、「郷土の特性を活かした誇りのもてるまち」「人間を尊重し、思いやりと優しさにあふれるまち」「市民の知恵と力で創る活力あるまち」を目指すこととしております。

しかしながら、つがる市の主要財源である地方交付税は、合併による財政上の特例として10年間の優遇措置があるものの、11年目の平成27年度からは減額されることとなっており、それに対応できる体制を整えることがこれからの課題です。

このような厳しい財政状況の中で、まちづくりを実現していくためには限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営に努めるとともに、多様な住民ニーズに的確に応えていくための住民サービスの見直しなど、今後も更なる行政改革が必要となります。

また、地方分権の推進による国・県からの権限移譲や職員の定員管理による職員数の減少に対応するため、今後も組織機構や事務事業の見直しなど継続した取り組みにより、持続可能な行政システムを構築する必要があります。

2 行政改革の基本方針

つがる市の行財政運営は総合計画の中で掲げている「みんなで考え実行するまちづくり」を基本目標としています。厳しい財政状況や地方分権の進展の中で、社会情勢に対応した組織機構の改革や効率のよい事務事業の実施により、迅速かつ的確な行政サービスの提供と財政基盤の強化に努め、市民がより満足できる行政運営を推進します。

また、住民ニーズの多様化・高度化に対応するため、住民の意見を市政に反映させ、つがる市が自らの責任と判断で自らの進むべき方向性を決め、自ら実行できる行財政体制の確立、市民と行政との協働によるまちづくりを目指します。

そのため、多種多様な住民ニーズに対応するための行政サービス改革や、より柔軟で的確な行政運営を実行するための組織・職員の改革、最小の経費で最大の効果をあげられるよう財政運営の健全化を進めていくこととします。

※7 同じ目的のために、対等の資格・立場で協力して共に働くこと。

3 行政改革の推進項目

(1) 行政サービス改革

①事務事業の再編・整理

限られた行政資源の中で、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応するため、行政の役割、受益者と負担のあり方を明確にし、経費節減、業務の効率化、民間委託等を推進します。また、つがる市総合計画の進捗状況や実施事業の点検を行うため行政評価制度を推進し、事業の精査・縮小・廃止等及び業務の内容・手法等の改善を図ることとします。

②公共施設の見直し

既存の公共施設の機能や利用状況、老朽化の状況等について多面的に検討し、必要に応じて統合・廃止・民営化等の検討を行います。施設の管理運営については、その施設の目的達成、活性化、経費節減等の観点から指定管理者制度の導入を推進します。また廃校となった校舎等の有効活用や遊休地の売却などを検討します。

③地域との協働の推進

地域の課題やニーズに対応するため、自治会やNPO 法人、ボランティア団体と行政の役割分担を明確にし、まちづくりへの自主的な活動に対して支援します。

また、地域活動の活性化を図るため、地域住民の発想を活かし提案された事業についても推進します。

④広報広聴活動の推進

広報誌やホームページの内容を充実させ、市政の方向性や事業の進捗状況等について、説明責任を十分に果たすため、積極的に情報を公表します。また、市民の意見を広く取り入れるため、住民懇談会やパブリックコメント制度を積極的に活用し、市民との協働を目指します。

(2) 組織・職員の改革

①組織機構の見直し

多様な住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、簡素で効率的、機動的かつ柔軟性のある組織機構を再構築します。また、重要課題の解決に向けた部課横断的なプロジェクトチームの編成や専門的・重点的施策分野への人員配置を行います。

②定員適正化計画の策定

将来における職員構成に配慮しながら、事務事業の見直しや民間委託等を推進し、退職者に対する職員補充の抑制により定員数の削減を図るため、新たに「つがる市職員定員適正化計画」を策定します。また、国や地域経済の動向を踏まえた給与制度の導入や各種手当の見直しを行います。

③職員の意識改革

地方分権社会において本市の特性を活かした政策を実行するためには、職員一人ひとりの職務執行能力・政策立案能力の向上が必要です。そのため、「つがる市人材育成方針」(平成19年3月策定)に基づき職員研修の充実、適正な人事管理、職場環境の整備を行います。また、職員の職務に対する「気づき」の提供や組織マネジメントの向上のための「人事評価システム」の確立、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るための「職員提案制度」を推進します。

(3) 財政運営の健全化

①財政運営計画の策定

税源確保のための収納体制強化や使用料、手数料の見直しをするなど、自主財源の確保に努めるとともに、徹底した経費節減を図ります。また、「財政運営計画」に基づき、財源の重点的・効果的な配分や中期的な視点で焦点を絞った投資など、地方分権社会にふさわしい自立した財政運営を推進します。

②特別会計・公営企業会計の効率化・健全化

平成21年度から「地方公共団体財政健全化法」の全面施行により、特別会計・公営企業会計についても、一般会計と同様の健全化に向けた取り組みを行います。つがる市成人病センターについては、「つがる市成人病センター改革プラン」（平成21年3月策定）に基づき経営の効率化、経営形態の見直しを図ります。

③第三セクター・土地開発公社の健全化

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日総財公第95号）を踏まえ、社会情勢や行政ニーズの変化により、現在、第三セクター等が行っている事業の意義や採算性等について改めて検討の上、事業継続の是非を判断します。事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、市監査委員による監査体制の強化、出資比率の見直しの検討を行います。

④補助金等の合理化・適正化

既存の補助金・助成金等については、単に総額を削減するだけでなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分精査し、廃止、統合等の抜本的な合理化を図ります。また、新設する場合は原則として期間を設定し、事業の目的や効果を毎年度評価しながら見直しを行います。

-
- ※8 Non Profit Organization (民間非営利団体) の略。政府や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
- ※9 市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の素案を公表し、事前に市民から意見や情報提供を求める制度

4 取組方針

(1) 取組期間

この大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成22年度～平成26年度までの5年間とします。

(2) 行政改革の推進体制

この大綱を総合的かつ計画的に推進していくため、市長を本部長とする「つがる市行政改革推進本部（以下「推進本部という」）において行政改革の進行管理及び大綱の見直しを行います。

(3) 実施計画の策定、公表及び見直し

この大綱を効果的に推進するため、具体的な実施事項、目標年度、実施担当課等を明記した「行政改革実施計画」を策定し、推進本部が中心となり、全庁をあげて行政改革を推進します。

また、行政改革推進本部において進捗状況を調査点検し、市民からの意見や助言を受けて改革の目標達成への進行管理を行い、国の動向や社会情勢の変化などにより、PDCA^{※10}サイクルによる検証を加えながら大綱及び実施計画の取組事項の改定を行っていきます。

また、取組事項の進捗状況については、広報誌やホームページに掲載し、市民に分かりやすくお知らせします。

※10 行政政策（施策・事務事業）の評価方法として、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒評価・分析（Check）⇒改革・改善（Action）というように一環して行い、それを次の事業計画へと活かしていく方法。

行政改革の推進体制（図）



